入札説明書

万葉文化館エントランス展示設備改修工事

令和 6年11月

奈良県立万葉文化館

入 札 説 明 書

入札公告に基づく施工体制確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、 この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この工事の入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2)入札書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置(以下「入札参加停止」といいます。) を受けていないこと。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。)第17条の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更正事件」といいます。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。)第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号) 附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号) 第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

2 入札の手続き

(1)入札書提出期間

入札書は、入札公告第3に示す期間内に提出してください。

また、5の(2)に示す施工体制確認調査書類のうち、**工事費内訳書(様式2)**を同封のうえ、提出してください。詳細は、5に定めるところによります。

- (2) 入札書等の提出について
 - ア <u>入札書及び**工事費内訳書(様式2)**(以下「入札書等」といいます。)は、郵送</u> (書留郵便に限る)により提出してください。
 - イ 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額 に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の 端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者 としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書等又は施工体制確認調査で要求する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第7条に該当する入札又は 入札に関する条件に違反した入札
- (4) 開札の日までの間において入札参加停止又は工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った 入札

4 落札者の決定方法

(1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を 落札候補者とします。

落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、直ちに「くじ」により施工体制確認調査を行う順位(契約優先順位)を決定します。「くじ」を辞退することはできません。「くじ」は、当該入札者本人又はその代理人が行うものとします。代理人が行う場合は、委任状を持参してください。ただし、当該入札者本人又はその代理人が会場にいない場合は、入札執行事務に関係のない職員が代わりに「くじ」を引きます。

(2) 開札後、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し競争入札参加資格 の確認及び施工体制確認調査を行ったうえで落札者を決定します。

また、最低の価格をもって有効な入札を行った者であっても、競争入札参加資格の確認又は施工体制確認調査の結果によっては、落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行い、落札者が決定するまで順次調査を実施します。

5 競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査の実施

開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を行うとともに、施工体制確認調査を実施します。競争入札参加資格が確認できない場合又は適正な施工の確保ができないおそれがあると認められる場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を実施します。

開札後、落札候補者は、下記により競争入札参加資格確認申請書等及び施工体制確認調 査書類(様式2を除きます。)を提出してください。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等
 - ア 「競争入札参加資格確認申請書(別添様式S1)」
 - イ 「配置予定技術者の資格・工事経歴報告書(別添様式S4)」
 - * 技術者の資格を証する書面(の写し)及び3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証の写し等)を添付してください。監理技術者を必要とされる工事にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付してください。
 - ウ 「現場代理人報告書(別添様式S8)」
 - * 3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証の写し等)を添付してください。
- (2) 施工体制確認調査書類

ア 施工体制確認調査報告書

様式1

イ 工事費内訳書

様式 **2** ※入札時に提出(入札参加者全て)

ウ 工程計画

様式3

- * なお、様式2については、入札公告第3に示す「入札書及び入札金額の内訳書の提出」期限までに提出してください。その際、様式2に「所在地」、「商号 又は名称」、「工事名」及び「工事場所」を記載してください。誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。また、添付もれの場合は失格となります。
- * 各様式の記載要領を十分確認してください。記載内容が記載要領に沿わない場合は失格となることがあります。また、記載内容を証明するための添付資料を必要に応じて添付してください。
- * 書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認のうえ、提出してください。
- * 下記の場合も契約審査会により適正な施工の確保がなされないおそれがあると 判定され失格となります。
 - ア 施工体制確認調査に協力しない場合
 - イ 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合
 - ウ 入札価格の積算内訳及び工程計画が設計仕様等に適合しない場合
 - エ 工事費内訳書に記載されている工事価格が入札額に適合しない場合
 - オ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合
 - カ 上記のほか、適正な施工の確保がなされないおそれがあると認められる場合
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出期限 入札公告に示す期限までに提出してください。
 - * 期限までに提出されない場合は失格となります。
 - * 次順位以降の者が落札候補者となった場合、競争入札参加資格確認申請書等及 び施工体制確認調査書類(様式2を除きます。)の提出期限は、別途指示します。
- (5) 提出方法 持参により提出してください。
- (6) 提出書類の作成等
 - ア 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。
 - イ 提出書類は、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査以外に提出者に無断 で使用しません。
 - ウ 提出書類は返却しません。

エ 提出期限(追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限)後に おける差し替え、追加及び再提出は認めません。

6 技術者の配置

落札者は、5の(1)のウに定める資料に記載した配置予定技術者(別表1に示す資格を有する者)をこの工事の現場に配置するものとします。

工事の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、 出産、育児、介護または退職等の特別な場合に限ります。

7 現場代理人の配置

落札者は、5の(1)の工に定める資料に記載した現場代理人をこの工事の現場に配置するものとします。

8 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、落札決定後遅滞なく契約を締結するものとします。

別表1 配置予定技術者の資格要件

工事業種	配置技術者の資格(いずれかに該当すること)
電気工事	① 一級、二級国家資格者(施工管理技士等)を有する者
	② 指定学科修了+所定年数以上の実務経験者
	③ 10年以上の実務経験者
	④ 国土交通大臣認定者